

# 新型コロナウィルスの対応の保険について

## 旅行傷害保険 Q&A

■学校旅行総合保険（引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社）  
安心その②「学校保険」と安心その③「旅行参加者保険」は、万が一、参加者が旅行中に新型コロナウィルスに感染した場合もサポートいたします。

### 安心その②…「学校保険」

学校の設置者が負担した次の費用をお支払いいたします。ただし、被災者1名あたりの学校緊急対応費用保険金額を限度とします。  
医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となつた場合（医師の治療を受けた証明は領収書などをご用意下さい。）

① 教職員・親族等（被災者の法定相続人、その代理人を含みます）の派遣費用 ※保険金額の範囲内であれば派遣する人数に制限はありません。

a. 現地までの往復分の交通費（引率中教職員の復路交通料も含む）

b. 現地からの被災者移送費用（治療を継続中の被災者をその被災者の住居へ移転するために要した移転費※）

③ 諸雑費（教職員・親族などの現地での交通費、電話料等通信費などを対象とし、3万円に被災者数を乗じた額を限度とします。）など \*被災者ご本人の滞在費や治療費用は対象外です。  
※これにより負担を免れる被災者の帰宅のための運賃は控除します。

### 安心その③…「旅行参加者保険」

保険契約者、被保険者（旅行参加者）およびその法定相続人が支出した次の費用を、救援者費用等保険金額の範囲内でお支払いたします。

医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となつた場合（医師の治療を受けた証明は領収書などをご用意下さい。）

① 親族現地急行費用（被保険者1名について救援者※1 2名分を限度とします。）

a. 現地までの1往復分の交通費

b. 現地および現地までの行程におけるホテルなどの客室料（訪問者※1 2名分を限度とします。）

② 国内連絡場所訪問費用（治療を継続中の被災者の住居へ移転するために要した移転費（交通費、自宅に移送するためには学校が費用を負担した場合）滞在費（客室料））は対象となります（「学校保険」の場合は学校が費用を負担した場合）

③ 現地からの移送費用（治療を継続中の被災者をその被災者の住居へ移転するために要した移転費※2）

④ 帰宅費用（旅行参加者が予定された交通機関を使用できず、住居へ帰宅するためには支払った追加運賃）

⑤ 諸雑費（救援者の現地での交通費、電話料等通信費などを対象とし、旅行参加者1名につき3万円を限度とします。）

\*被災者ご本人の滞在費・治療費用は対象外です。移送費用、帰宅費用のみ補償されます。  
※1 被保険者の法定相続人をいい、その代理人を含みます。ただし、教職員等学校関係者は除きます。  
※2 これにより負担を免れる被災者の帰宅のための運賃は控除します。

※ご契約にあたつては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店である近畿日本ツーリスト各社までお問い合わせください。  
【お問い合わせ先】保険に関するお問い合わせはご旅行をお申込みの近畿日本ツーリストの各支店・営業所までお願いします。<取扱代理店> 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36F Tel (03) 6863-0322

2020年5月作成 20-T-C01051

■新型コロナウィルスが原因の場合に、入院や通院費が補償される保険はありますか。  
A1. 国内旅行傷害保険は「**傷害（急激・偶然・外来のけが）**」が対象のため、新型コロナウィルスなど「疾病」が原因の場合は、治療費等は補償の対象外となります。ただし、「学校保険」の「学校緊急対応費用」と、「旅行参加者保険」の「救援者費用」は疾病が原因の場合でも一部対象となる費用があります。

Q2. 生徒が旅行期間中に新型コロナウィルスを発病し、医師の治療を受け、その指示により本人および周りの生徒数人も隔離され、本隊に合流できなくなり帰宅を余儀なくされた場合には、発症した生徒および隔離された周りの生徒数人の滞在費や復路交通費はでるのでしょうか。  
A2. 本人と周りの生徒数人も全員、医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となつた場合には、「旅行参加者保険」で移送費用、帰宅費用（旅行参加者が予定されてた交通機関を使用できず、住居へ帰るためには支払った追加運賃をいいます）が補償されますが、滞在費は対象外です。「学校保険」は被災者本人の帰宅費用、滞在費ともに対象外で移送費用のみ補償されます。ただし、いずれも旅行出発後に発症した場合が対象です。  
※ 治療継続中の被災者を現地から被災者の住居へ移転するためには移転費（交通費、自宅に移送するためには学校が費用を負担した場合）滞在費（客室料）は対象となります（「学校保険」の場合は学校が費用を負担した場合）

Q3. 「移送費用」の意味とその補償範囲は？  
A3. 死亡した被災者を現地からその被災者の住居に移送するためには治療を継続中の被災者をその被災者の住居へ移転するためには移転費（治療のため医師または職業看護婦が付き添うことなどを要する場合には、その費用を含みます）をいいます。  
よつて、治療の終わった被災者が交通機関を使つて帰宅する場合の交通費は対象外です。ただし、旅行参加者保険の「救援者費用」では、帰宅費用（旅行参加者が予定された交通機関を使用することができるなり、住居へ帰宅するためには支払った追加運賃をいいます）も補償対象です。

Q4. 保険金をお支払いする場合として「医師の治療を受け」とありますか、証明する診断書などは必要ですか。  
A4. 後ほど診断書を請求される場合もありますが、まずは領収書のご用意で結構です。

Q5. 被災者本人の滞在費を補償する保険はありますか。  
A5. ありません。  
「学校保険」の「学校緊急対応費用」で、教職員・親族（法定相続人をいい、その代理人を含みます。）等の現地までの往復分の交通費や滞在費は補償されますが、被災者本人の交通費や滞在費は補償対象外です。「旅行参加者保険」の「救援者費用」については、親族（法定相続人をいい、その代理人を含みます。ただし、教職員等学校関係者は対象外です。）の現地までの1往復分の交通費や滞在費（は補償されますが、被災者本人の滞在費は対象外です。ただし、「帰宅費用」で旅行参加者が予定された交通機関を使用できず、住居へ帰宅するためには支払った追加運賃は対象となります）。  
※治療継続中の被災者を現地から被災者の住居へ移転するためには移転費（交通費、自宅に移送するためには学校が費用を負担した場合）滞在費（客室料）は対象となります（「学校保険」の場合は学校が費用を負担した場合）

Q6. 「旅行参加者保険」の「救援者費用」で対象となる親族とはどの範囲を指しますか。  
A6. 被保険者の法定相続人をいい、その代理人を含めます。ただし、教職員等学校関係者を除きます。  
Q7. 「学校保険」の「学校緊急対応費用」で対象となる教職員には、現地で引率している教職員も含まれますか？また人数制限はありますか。  
A7. 引率中の教職員が付き添つて帰宅する場合の復路交通費も対象となります。また「学校緊急対応費用保険金」の限度額内であれば派遣する人数に制限はありません。

Q8. 復路の搭乗予定便または予定列車が新型コロナウィルスの影響で欠航・運休となりました。  
この場合は「航空機欠航補償プラン」「Railway」は対象となりますか。  
A8. いずれも新型コロナウィルスを理由とした欠航・運休等は「保険金をお支払できません。に該当し、お支払対象とはなりません。